

事前評価調書

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業(地盤沈下対策事業)					
地区名	なべたはいすい 鍋田排水地区					
事業箇所	弥富市寛延 外					
事業のあらまし	<p>本地区は、弥富市の南部に位置する低平な農業地帯である。本地区の排水路は、1971年度から1996年度にかけて県営地盤沈下対策として整備された。</p> <p>事業完了から最も古いもので約50年が経過し、腐食による鋼矢板護岸の減厚が進み、鋼矢板の耐力が限界に達しつつあり、水路護岸の倒壊により排水機能に支障が生じ、周辺の農地や民家等に湛水被害を及ぼす恐れが生じている。</p> <p>このため、排水路を改修することで湛水被害を防止し、農業経営の安定と地域住民の暮らしの安全確保を図る。</p>					
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>排水路を改修し、農地・農業用施設及び公共施設等の湛水被害を防止する。 (基準雨量 336 mm/日、1/20年確率雨量)</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費		内訳			
	47.0億円		■工事費 41.0億円、■用補費 0.9億円、■その他 5.1億円			
事業期間	採択予定年度	2020年度	着工予定年度	2021年度	完成予定年度	2029年度
事業内容	排水路工 8.6km					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>排水路護岸を調査した結果、鋼矢板護岸22地点のうち17地点において、設計基準に定められた減厚2.0mmを超える腐食が確認され、護岸の耐力が限界に達しつつあることから、護岸の倒壊により排水施設に支障が生じ、周辺の農地や民家等に湛水被害を及ぼす恐れが生じている。</p> <p>このため、早急に排水施設を改修し、地域の湛水被害を未然に防止する必要がある。</p>				
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>地区内の排水を担う基幹的な排水路であるため、施設を早急に改修し、排水能力を維持する必要がある。</p>			

②事業の効果

1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】

区 分		事業評価時 (基準年:2019)	備考
費用 (億円)	事業費	29.4	
	その他費用 注)	36.9	
	合計(C)	66.3	
効果 (億円)	作物生産効果	31.9	水稲、大豆、トマト、なす、レタス
	維持管理費節減効果	△ 2.2	
	災害防止効果(農業関係資産)	46.1	浸水被害軽減182.6ha
	災害防止効果(一般資産)	14.2	家屋86件、事業所52件
	災害防止効果(公共資産)	14.2	浸水被害軽減182.6ha
	合計(B)	104.2	
	(参考)算定要因	水稲作付面積(ha)	283.4
	普通畑作付面積(ha)	9.4	
	その他(ha)	115.9	
費用対効果分析結果(B/C)		1.4	

※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。

※四捨五入により端数が合わない場合がある。

注) その他費用の内訳

①当該施設

再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格

②当該施設と一体的に効用を発揮する関連施設(排水機場)

新規整備費+再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格

※評価期間:50年(当該事業の工事期間10年+40年)

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】

「新たな土地改良の効果算定マニュアル」(2015年9月農林水産省農村振興局整備部監修)による。

2) 貨幣価値化困難な効果

該当なし

判定

A

A: 十分な事業効果が期待できる。

B: 十分な事業効果が期待できない。

【理由】

費用対効果分析結果から十分な効果が期待できる。

③事業の実効性

1) 事業計画

		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	合計
工種 区分	調査・設計	←							→			
	用地補償		←									→
	工事											
	・排水路工		←									→
事業費(億円)		25.0					22.0					47.0

2) 地元の合意形成

土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成は図られている。

	3) 環境への影響	環境に著しい悪影響を及ぼさないよう、保全対象生物が減少する時期の施工、保全対象生物の工事区域外への一時移動、濁水・土砂流出の防止や、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械の使用等の対策を実施する。	
	判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。
④事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討結果	地区内排水を担っている基幹的排水路の改修であるため、新ルートでの設置より経済的である。また、既存の水路用地内での施設の更新が可能であり、現計画が最も妥当である。	
	判定	A	A：手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B：手段には代替性があり、改善の余地がある。 【理由】 経済性、現地状況等から、最も妥当な事業計画である。
Ⅲ 対応方針（案）			
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。		
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容			
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 事業後の湛水被害の有無を確認 ※事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生した場合、その降雨により評価する。事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生しなかった場合は、事業完了後5年間の最大規模の降雨により評価する。			
Ⅴ 事業評価監視委員会の意見			
鍋田排水地区の対応方針（案）[事業実施]を了承する。			
Ⅵ 対応方針			
事業実施			